袖ケ浦市議会情報セキュリティポリシー
（基本方針）

袖　ケ　浦　市　議　会

令和８年３月

袖ケ浦市議会情報セキュリティポリシー（基本方針）

１．方針の目的

本基本方針は、袖ケ浦市議会議員（以下「議員」という。）が袖ケ浦市議会（以下「議会」という。）の会議等のために使用する袖ケ浦市（以下「市」という。）及び議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

２．定義

（１）ネットワーク

貸与されたタブレット及び個人のコンピュータ等（以下「コンピュータ等」という。）を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（２）情報システム

コンピュータ等、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、市及び議会の情報処理を行う仕組みをいう。

（３） 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（４） 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

（５） 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（６） 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（７） 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

３．対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

①不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入者等の意図的な要因による情報資産の漏洩、破壊、改ざん、消去、重要情報の搾取、内部不正等

②情報資産の無断持ち出し、プログラム上の欠陥、操作、設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏洩、破壊、消去等

③地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び議会及び議員活動の停止等

④電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

４．適用範囲

（１）対象者

この方針の対象は、議会が保有する情報資産を取り扱う議員及び袖ケ浦市議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）とする。

（２）情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

①ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

５．議員等の遵守義務

議員及び事務局職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、健全な情報システムの運用について情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

６．情報セキュリティ対策

上記３の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

（１）組織体制

議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する体制を確立する。

（２）情報資産の管理

議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じ、情報セキュリティ対策を実施する。

（３）技術及び運用におけるセキュリティ対策

①委託契約による情報システムについては、受託事業者がセキュリティ対策を行うことから、システムの更新状況等の把握などの対策を講じる。

②議員が保有するコンピュータやネットワーク等の情報システムについては、セキュリティ情報等の共有により各々が対策を講じる。

③情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等、運用面の対策を講じるものとする。

（4）人的セキュリティ

情報セキュリティに関する議員の責務を定め、情報セキュリティ対策を周知徹底する等、啓発を行うために講じる人的な対策を講じる。

①内部不正の対策

情報資産を扱う時は、議員及び事務局職員以外が閲覧できない環境で利用する。

②機器廃棄

コンピュータ等の機器を廃棄やリース返却等する場合は、機器内部の記憶装置の初期化処理だけではなく、必ずデータ復元が不可能な措置を行うこと。

７．情報セキュリティの自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況について、定期的又は必要に応じて自己点検を実施し、情報セキュリティの向上を図る。

８．情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、新たに対策が必要となった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

９．情報セキュリティ対策基準の策定

上記６、７及び８に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

１０．情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより市及び市議会の運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。